



目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託に関する落札者等の公示（総務事務センター）
- 特別保護地区の指定（狭山湖）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（北本）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（狭山湖）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（両神）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（小川西中学校）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（旧芝川）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（みさと公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（奥武蔵）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（高根ゴルフ場）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（川越市山の家）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（国民宿舎両神荘）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（川本）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（庄和）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（鹿飼）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（妻沼）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（大利根）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（栗橋）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（騎西）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（大滝げんきプラザ）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（泉地区）（みどり自然課）
- 指定猟法禁止区域の指定（荒川）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（鴻巣カントリークラブ）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（北足立）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の指定解除（金沢小学校）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の指定解除（倉尾小学校）（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

平成 28 年(2016 年)10 月 28 日

- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 12・1 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- ファイル暗号化システムの賃貸借に関する入札公告（経営管理課）
- 裁決手続開始の決定の公告（収用委員会事務局）

告 示

埼玉県告示第千三百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MIKATA

三 代表者の氏名

江原 義明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市上平中央三丁目二十五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、上尾市及び近隣市町村の高齢者や障害者等の社会的弱者に対し、生活全般に対する支援を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県中央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウエストスリー
- 三 代表者の氏名
加藤 千晶
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県桶川市大字下日出谷八百五番地の二十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・その他生活するために支援が必要な人たちに対して安心して快適な生活が送れるよう生活支援、身上監護、権利擁護、財産管理に関する事業を行い、活気あるまちづくりの推進を図る事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年9月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 落札金額
227,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年7月29日

告示

埼玉県告示第千三百九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

狭山湖特別保護地区

二 区域

埼玉県所沢市上山口地内における所沢市道五―千四百三十一号線と東京都指導局山口貯水池管理歩道との交点を起点とし、同地点から東京都水道局山口貯水池管理歩道に沿って南に進み、所沢市道五―七百五十八号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―七百五十八号線に沿って南に進み、主要地方道所沢・武蔵村山・立川線との交点に至り、同地点から主要地方道所沢・武蔵村山・立川線に沿って南に進み、埼玉県と東京都の境界点に至り、同地点から境界に沿って西に進み、所沢市と入間市と東京都との境界点を経て入間市道四百六十一号線との交点に至り、同地点を右折して入間市道四百六十一号線に沿って東に進み、入間市道三百十号線との交点に至り、同地点から入間市道三百十号線に沿って北に進み、所沢市道五―千四百三十一号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―千四百三十一号線に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（五百九十一―ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

当該区域は所沢市及び入間市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、狭山湖及びそれに隣接する樹林地である。一帯は、アカマツ、ヒノキ及びスギ等の針葉樹林とミズナラ、ネコシデ及びエゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な鳥獣が生息している。狭山湖は貴重な水辺として、渡り鳥の飛来場所になっており、また、その周辺の樹林地では、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において、国内希少野生動植物として指定されているオオタカ等の猛禽類が生息している。当該地域は、

昭和六十一年に特別保護地区として指定されており、引き続き、法第二十九条第一項の規定による特別保護地区に指定し、良好な鳥獣の生息環境を保全するものである。

告示

埼玉県告示第千三百九十二号

平成十八年埼玉県告示第千八百三十六号（鳥獣保護区の更新について）に係る北本鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

北本鳥獣保護区

二 区域

平成九年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した区域（面積六百二十四ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千三百九十三号

平成十八年埼玉県告示第千八百三十八号（鳥獣保護区の更新について）に係る狭山湖鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

狭山湖鳥獣保護区

二 区域

昭和六十一年埼玉県告示第千五百九十八号で告示した区域（面積五百九十七ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千三百九十四号

平成十八年埼玉県告示第千八百三十九号（鳥獣保護区の更新について）に係る両神鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

両神鳥獣保護区

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十号で告示した区域（面積百六十五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

この地区は、広葉樹や針葉樹などから構成される多様な森林植生を有している。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。これらの鳥獣の保護を図り、生物の多様性を確保することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千三百九十五号

平成十八年埼玉県告示第千八百三十五号（鳥獣保護区の更新について）に係る小川西中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

小川西中学校鳥獣保護区

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百八十九号で告示した区域（面積五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千三百九十六号

平成十八年埼玉県告示第千八百三十七号（鳥獣保護区の更新について）に係る旧芝川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

旧芝川鳥獣保護区

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百八十八号で告示した区域（面積二十一ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千三百九十七号

平成十八年埼玉県告示第千八百三十四号（鳥獣保護区の指定について）に係るみさと公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

みさと公園鳥獣保護区

二 区域

平成十八年埼玉県告示第千八百三十四号で告示した区域（面積十六・九ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千三百九十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

奥武蔵特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百二十二号で告示した区域（面積五千三百十二・

三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千三百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

高根ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十二号で告示した区域（面積二百三十三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

川越市山の家特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十九号で告示した区域（面積五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

国民宿舍両神荘特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成八年埼玉県告示第千六百号で告示した区域（面積四十五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

川本特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十四号で告示した区域（面積千八百八十三・五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

庄和特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十七号で告示した区域（面積二千百八十六ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

鹿飼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十二号で告示した区域（面積百四十七ヘクター
ル）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

妻沼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十三号で告示した区域（面積三百二十七ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

大利根特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十一年埼玉県告示第千三百八十八号で告示した区域（面積四百六十六・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

栗橋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十六年埼玉県告示第千四百十八号で告示した区域（面積千五百七十八ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

騎西特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十四年埼玉県告示第千三百六十二号で告示した区域（面積三百二十五・六ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大滝げんきプラザ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成八年埼玉県告示第千五百九十七号で告示した区域（面積七十九ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

泉地区特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十八年埼玉県告示第千八百四十一号で告示した区域（面積四百五十ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、指定猟法として鉛散弾を使用する猟法を定め、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

荒川指定猟法禁止区域

二 区域

県道川越栗橋線と県央ふれあいぐロード（以下、自転車道とする。）との交点を起点として、同地点から同自転車道に沿って北西に進み、市道六十七号との接点に至り、同地点から市道六十七号に沿って北東に進み、市道千百七十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、市道千三十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、市道千四百七十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、市道千四百六十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、市道千四百六十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、自転車道との接点に至り、同地点から同自転車道に沿って北西に進み、桶川市と北本市との境界点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、桶川市と北本市と比企郡川島町との境界点に至り、同地点から桶川市と比企郡川島町との境界に沿って南東に進み、県道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

なお、荒川指定猟法禁止区域のうち、桶川市を除く区域については、従前のおりとする。（区域全体の面積千八百九ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る指定猟法

鉛散弾を使用する猟法

告示

埼玉県告示第千四百十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

鴻巣カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

鴻巣市道川三千百六十四号線と鴻巣市道川三千百七十九号線との交点を起点として、同地点から市道川三千百七十九号線に沿って南東に進み、鴻巣市道H・2号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、県道内田ヶ谷・鴻巣線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、宮殿落悪水路との接点に至り、同地点から同悪水路に沿って南西に進み、鴻巣市道川千八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、鴻巣市道川二級百十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道川二級百二号との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道川三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、四号落堀悪水路との交点に至り、同地点から同水路に沿って南東に進み、鴻巣市道川三千百六十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積百三十六・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

北足立特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

川口市	昭和四十三年埼玉県告示第八百六十九号で告示した川口鳥獣保護区及び平成八年埼玉県告示第千五百八十八号で告示した旧芝川鳥獣保護区の区域を除く区域
戸田市	平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
蕨市	全域
さいたま市	昭和六十二年埼玉県告示第千五百九十九号及び平成十四年埼玉県告示第千九百四十六号で告示した大宮公園鳥獣保護区、平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区並びに岩槻区の区域を除く区域
上尾市	平成九年埼玉県告示第千四百七十二号で告示した上尾鳥獣保護区及び平成二十八年埼玉県告示第千四百十一号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域
桶川市	平成二十八年埼玉県告示第千四百十一号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域
北本市	平成九年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した北本鳥獣保護区及び平成二十八年埼玉県告示第千四百十一号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域

朝霞市	和光市	伊奈町	北足立郡	鴻巣市
<p>平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域</p>	<p>平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域</p>	<p>全域</p>	<p>鴻巣市道J・八十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道J・百十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、鴻巣市と久喜市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北東のち南東のち北東のち北に進み、鴻巣市、加須市と久喜市の境界に至り、同地点から鴻巣市と加須市の境界に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>平成二十五年埼玉県告示第千四百四十七号で告示した区域に、次の区域を加えた区域</p> <p>県道加須鴻巣線と鴻巣市と加須市の境界との交点を起点とし、同地点から同県道に沿って南西に進み、鴻巣市道J・十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道A・二千八号線との接点に至り、同地点から鴻巣市道J・七十七号線に沿って南東に進み、鴻巣市道J・六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、鴻巣市道J・百五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道J・百六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道J・八十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道J・百十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、県道笠原菖蒲線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、鴻巣市道J・八十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道J・百十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東のち南東のち北東のち北に進み、鴻巣市、加須市と久喜市の境界に至り、同地点から鴻巣市と加須市の境界に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>

新座市	昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した新座町鳥獣保護区（現新座鳥獣保護区）の区域を除く区域
志木市	昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十六号で告示した新河岸川・柳瀬川鳥獣保護区及び平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
比企郡 川島町	平成八年埼玉県告示第千六百六号で告示した区域
草加市	全域

（面積四万七千四百三十七・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の指定を解除するので、同条第十項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る鳥獣保護区の名称
金沢小学校鳥獣保護区
- 二 解除に係る鳥獣保護区の区域
昭和五十三年埼玉県告示第千五百六十号で告示した区域
- 三 指定を解除する日
平成二十八年十一月一日

告 示

埼玉県告示第千四百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の指定を解除するので、同条第十項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る鳥獣保護区の名称
倉尾小学校鳥獣保護区
- 二 解除に係る鳥獣保護区の区域
平成二年埼玉県告示第千二百九十一号で告示した区域
- 三 指定を解除する日
平成二十八年十一月一日

告 示

埼玉県告示第千四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

飛鳥薬局 富士見町店		飛鳥薬局 浜町店		ファークコス薬局 つばめ		特別養護老人 ホームかわぐ ちロイヤルの園			合同会社 介護プラン ほほえみ		岡村クリニック	T O M O	医療法人社団 青葉会 新座病院		名称
加須市富士見町一 四―二一		加須市浜町一―四		羽生市東七―七― 九		川口市西立野四八			朝霞市根岸台一― 六―八七		北葛飾郡松伏町松 伏八二〇―一	草加市小山二―一 五―一ハイム一階A 号	新座市堀ノ内三― 一四―三〇		所在地
株式会社 飛鳥薬局		株式会社 飛鳥薬局		株式会社 ファークコス		社会福祉法人 栄光会			合同会社 介護プラン ほほえみ		岡村 長門	石原管財 株式会社	医療法人社団 青葉会		開設者名
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防短期 入所生活介護	介護老人 福祉施設	短期入所 生活介護	居宅介護支援	居宅療養 管理指導	介護予防 福祉用具貸与	介護予防通所 リハビリテー ション	通所リハビリ テーション	サービスの種類	
平成二十八年 十月一日		平成二十八年 十月一日		平成二十八年 七月一日		平成二十八年 八月一日			平成二十八年 九月一日		平成二十八年 七月一日	平成二十五年 三月一日	平成二十八年 八月一日		指定年月日

告 示

埼玉県告示第千四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

さくら・介護ステーション飯能	デイサービスぬくもり	居宅介護支援事業所ほっとみるくわらび	名栗園	名称
事業所在地	事業所在地	事業所在地	事業所在地	変更事項
飯能市南町九一〇	川口市小谷場七七一四	蕨市北町一〇二一四一	飯能市稲荷町一〇一四	変更前
飯能市緑町一一八	川口市上青木五九一八	蕨市北町一〇一八イツA	飯能市下名栗四六〇	変更後
訪問介護 訪問介護 訪問介護	通所介護	居宅介護支援	訪問介護 訪問介護 訪問介護	サービスの種類

告 示

埼玉県告示第千四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>介護相談室 太行路</p>	<p>あねとすホームケア 診療所</p>		<p>名称</p>
<p>飯能市下名栗四六〇</p>	<p>深谷市人見一九七五</p>		<p>所在地</p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>サービスの種類</p>
<p>平成二十四年 三月三十一日</p>	<p>平成二十七年 六月三十日</p>		<p>廃止年月日</p>

告 示

埼玉県告示第千四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
つばさクリニック	大熊 敦子	川口市西青木五―一 一九―一〇―一	平成二十八年九月一日
目時医院	目時 信之	川口市芝樋ノ爪―一七 一五五	平成二十八年九月一日
中条クリニック	長尾 健治	熊谷市上中条一二七九 一二	平成二十八年七月一日
ゆき眼科クリニック	医療法人 一和 会	久喜市久喜中央―一三 一九 ゆきビルⅡ― 階	平成二十八年十月二十四日
みさか内科クリニック	三坂 昌温	久喜市久喜中央四―九 一―一 イトーヨーカ ド―久喜店五F	平成二十八年十月一日
沼南ハートクリニック	矢部 彰久	上尾市原市二二五一― 一	平成二十八年十月一日
ももたろう腎・泌尿器科クリニック	船橋 健二郎	蕨市塚越二―六―七 パラドールⅡ―一B	平成二十八年十月一日
本庄早稲田クリニック	荻野 隆史	本庄市早稲田の杜三― 一四―五	平成二十八年十月一日
きむら内科外科クリニック	木村 秀生	川口市西青木―一―二― 一―九	平成二十八年十月三日

佐藤医院	しばさき耳鼻咽喉科	柴崎 修	草加市谷塚町八三一	平成二十八年八月二十七日
深谷寄居医師会 休日診療所こども 夜間診療所	一般社団法人 深谷寄居医師会	深谷市上柴町西三一九一 二	平成二十八年十月一日	
鈴木歯科医院	星村 芳恵	入間市久保稻荷四一四 一 一二	平成二十八年八月一日	
大宮歯科医院	大宮 一宏	幸手市中一〇二一六	平成二十八年九月九日	
あきファミリー歯科	秋山 智宣	川口市芝東町二〇一五	平成二十八年十月一日	
薬局マツモトキョ シ 吉川駅前通り 店	株式会社 マツモ トキョシ	吉川市保一〇二七一六	平成二十八年八月二十九日	
松石薬局	松石 雅央	入間市東藤沢三一五一 一	平成二十八年八月二十二日	
チューリップ薬局 イトーヨーカドー 久喜店	株式会社 セキ薬 品	久喜市久喜中央四一九一 一一一五F	平成二十八年十月一日	
東小川薬局	IHC合同会社	比企郡小川町東小川三一 九一三	平成二十八年九月一日	
マスカット薬局 笹目店	マックス・ファ マシー株式会社	戸田市笹目一〇三三一六	平成二十八年九月五日	

ムサシノ薬局	口店 パール薬局 鶴瀬東 オネスト	川口店 あけぼの薬局 西 調剤薬局	フクシ西川口薬局 株式会社 フクシ メデイカル	原市店 わかば薬局 上尾 株式会社 アイア イフアーマシー	代田店 スギ薬局 坂戸千 株式会社 スギ薬 局	もみの木薬局 有限会社 アー ルアンドテイー	木店 たんぽぽ薬局 志 有有限会社 クエス ト	すみれ薬局 二号 株式会社 パル・ オネスト	ウエルシア薬局 イオンモール羽生 株式会社
ラ	有限会社 プリム 深谷市上柴町西三ー八ー	川口市並木三ー五ー二〇	川口市西青木一ー二一ー	上尾市原市二二四六ー二	坂戸市千代田二ー六ー七 ○ ヤオコー坂戸千代田 店一階	本庄市早稲田の杜三ー一 四ー六	志木市本町六ー二三ー一 三	春日部市中央六ー一ー九	羽生市川崎二ー二八一ー 三 イオンモール羽生一 階
一四	平成二十八年十月 一日	平成二十八年九月 一日	平成二十八年十月 一日	平成二十八年十月 一日	平成二十八年九月 一日	平成二十八年十月 一日	平成二十八年九月 一日	平成二十八年十月 一日	平成二十八年九月 一日

大瀧 明利	山田 孝康	松本 拓也	氏名	住所		
			名称	所在地	施設所	指定年月日
蓮田東六丁目 整骨院	けやき通り整骨院	とんとん整骨院 東武練馬	蓮田東六丁目 整骨院	吉川市高久一 三二	東京都練馬区北町二 一三七	平成二十八年十月一日
蓮田市東六一 三 佐々木ビル一〇三 号	吉川市高久一 三二	東京都練馬区北町二 一三七	蓮田東六丁目 整骨院	吉川市高久一 三二	東京都練馬区北町二 一三七	平成二十八年九月八日
平成二十八年十月一日	平成二十八年九月八日	平成二十八年十月一日				

二 指定施術機関

訪問看護リハビリ ステーションパ ール	スギ薬局 北本南 株式会社 スギ薬 局	行田駅前薬局	株式会社 アロス ツ	行田市老里山町一八 一六	平成二十八年九月 一日
パ ール	スギ薬 局	北本市下石戸七 三七	株式会社 アロス ツ	行田市老里山町一八 一六	平成二十八年九月 一日
パ ール	スギ薬 局	北本市下石戸七 三七	株式会社 アロス ツ	行田市老里山町一八 一六	平成二十八年九月 一日
パ ール	スギ薬 局	北本市下石戸七 三七	株式会社 アロス ツ	行田市老里山町一八 一六	平成二十八年九月 一日
パ ール	スギ薬 局	北本市下石戸七 三七	株式会社 アロス ツ	行田市老里山町一八 一六	平成二十八年九月 一日

住田 博子	鈴木 代将	清水 永一	松崎 竜男	住田 拓麻	新井 裕貴
住田はり灸接骨院	青木・芝店 からだ元気治療院	サージ院 ハートフル鍼灸マツ	まごころ治療院	住田はり灸接骨院	井 まちの整骨院 南桜
日高市武蔵台一 一三三一二	川口市上青木六 一三八一三	さいたま市桜区 西堀八一四一 二二二二F	さいたま市浦和 区領家五一一二 一八 ブナサ ワビル二〇一号	日高市武蔵台一 一三三一二	春日部市大袈四 〇六一二 E I K Aビル一F
日 平成二十八年六月一	日 平成二十八年九月二	日 平成二十八年九月二	日 平成二十八年八月二	日 平成二十八年六月一	日 平成二十八年十月一

告示

埼玉県告示第千四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 高辻歯科医院	所在地	一 草加市清門町一六〇―	一 九 草加市清門二―二二

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所名称	施術所所在地		
加川 真載	施術所名称	草加市瀬崎二―三六― 三二	在宅マッサージ ピース	訪問マッサージ フ アースト
富永 裕樹	施術所名称	戸田とみなが接骨院	戸田スポーツ接骨院	草加市青柳三―二五 一〇

告 示

埼玉県告示第千四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
小川薬剤師会薬局 東小川店	比企郡小川町東小川三〇九―三	平成二十八年八月三十一日
あねとすホームケア診療所	深谷市人見一九七五	平成二十七年六月三十日
たんぼぼ薬局 志木店	志木市本町六―二三―一三	平成二十八年八月三十一日
有限会社 松石薬品	入間市東藤沢三―一五―一	平成二十八年八月二十一日
オレンジ薬局	川口市元郷四―一―三	平成二十八年八月三十一日
中条クリニック	熊谷市上中条一二七九―二	平成二十八年六月三十日
パル薬局 鶴瀬東口店	富士見市鶴瀬東一―八―八	平成二十八年八月三十一日
行田駅前薬局	行田市老里山町一八―六	平成二十八年八月三十一日
佐藤医院	草加市谷塚町八三一	平成二十八年八月二十六日
深谷市総合健診センター 休日急患診療所	深谷市常盤町六二―二	平成二十八年八月三十一日
目時医院	川口市芝五―二―一	平成二十八年八月三十一日

鳥居 瑞希	澤島 夕紀	氏名	住所		
中央在宅マツ サージ	院	名称	所在地	施術所	
所沢市東所沢一三 一 並木ビル三〇	一〇	しかはま接骨東京都足立区鹿浜三			
平成二十八年六月三十日	平成二十八年九月三十日			廃止年月日	

二 指定施術機関

大宮歯科医院	池田歯科医院	谷口医院	鈴木歯科医院	薬局マツモトキョシ 吉川駅前通り店
幸手市中一四一五	鶴ヶ島市上広谷一二三一一	深谷市武蔵野一七〇六一	入間市久保稻荷四一四一二	吉川市保一一二九一一
平成二十八年九月八日	平成二十八年九月三十日	平成二十八年十月三日	平成二十八年七月三十日	平成二十八年八月二十八日

告 示

埼玉県告示第千四百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須カタクラパーク

埼玉県加須市大門町二十番五十八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十三者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十三者

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十月十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十月二十八日から平成二十九年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十月二十八日から平成二十九年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百二十三号

測量計画機関である東秩父村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東秩父村

二 作業種類

公共測量（カラーデジタル空中写真）

三 作業地域

東秩父村全域

四 作業期間

平成二十八年十月五日から平成二十九年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千四百二十四号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市及びその周辺

四 作業期間

平成二十八年十月一日から平成二十九年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千四百二十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―三一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市中ノ目字下川棚七番 外二百七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千三百九十二立方メートル

告 示

埼玉県告示第千四百二十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市柳生字新田二七三―一 外十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百四十四立方メートル

告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、西吉見南部土地区画整理組合から東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、新座市から新座都市計画事業新座駅南口第2土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立高等学校クラス用コンピュータ賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年3月15日（水）から平成34年3月14日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 星野 電話048-830-6625（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年12月7日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年12月6日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年12月7日（水）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成28年12月7日（水）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年11月18日(金)午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年11月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:equipment related to Computers for 137 Prefectural Senior High Schools.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic bidding system;10:30 a.m. December 7, 2016, By mail;5:00 p.m. December 6, 2016, In person;10:30 a.m. December 7, 2016.
- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6625.

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬川口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 川口市川口五丁目三三八番一地		区 間
二四・一〇) 一九・四〇	一九・八〇) 一九・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一七・五四		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年六月二十一日

指令川建セ第二八〇〇一一〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十月二十一日

川建セ第二八〇〇三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都四十七番三、四十七番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市南大塚六丁目六番地十二サンモールD二〇二号室

柴崎 誠

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第九次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目七番三号 平 田 浩 二 朗

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四番六百七十二

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第九次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目二十九番九号 木 村 信 子

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四番六百九十八

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十八・十九次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目八番四号 沖 野 徹

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目六百六十四番九百九十九

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目五番五号 松 田 浩 行

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目千五百十五番四百八十六

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第四工区及び第五工区（二）建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目二番十号 大 平 祐 二

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目千四百四十三番四十五

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年一月二十七日

指令川建セ第二七〇〇六六〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十月二十五日

川建セ第二八〇〇三二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字奥田字中二百十九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都三鷹市北野二丁目五番二十七―二一二号

安達 将

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十月二十日

指令川建セ第二七〇一〇三一号

二 検査済証番号

平成二十八年十月二十六日

川建セ第二八〇〇四一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字水穴前千四百八十七番十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市あずま町一丁目八番地四フィオーレⅡ一〇二号室

戸口 ひとみ 戸口 晃一

告 示

埼玉県病院事業告示第六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成28年度12・1月分）

JIS 1号 180,500リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成28年12月1日から平成29年1月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 172,800リットル

平成28年12月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成28年2月2日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 番匠・石井
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年11月22日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月21日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年11月22日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金

の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成28年11月11日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高

砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 180,500ℓ

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m. November 22, 2016 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. November 21, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

ファイル暗号化システムの賃貸借 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期限

平成28年12月9日から平成34年3月30日まで。ただし、翌年度以降において、歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県病院局経営管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、または記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃借」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年
12月7日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年12月7日 午後12時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年12月7日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年11月21日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Lease of file encryption system

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m., December 7, 2016 (bidding by registered mail must be received by 12:00 p.m., December 7, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,

Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県収用委員会告示第七号

平成二十八年九月二十一日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県収用委員会会長 白鳥敏男

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十八年度第二号

二 起業者の名称及び住所

新座市 代表者 新座市長 並木 傑

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号

三 事業の種類

新座都市計画道路事業三・四・八号東久留米・志木線（埼玉県新座市石神一丁目地内）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県新座市石神一丁目

地番 千七百番二

地目 登記簿 宅地

現況 公衆用道路

面積 登記簿 百五・三五平方メートル

実測 百十二・四六平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二十二・八六平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 釜野 法仁（共有持分一万五百三十五分の千八十五）

住所 埼玉県新座市石神一丁目六番四十一号

氏名 秋元 登（共有持分一万五百三十五分の千三十七）

住所 埼玉県新座市石神一丁目六番四十三号

氏名 清水 猛男（共有持分一万五百三十五分の千六十九）

住所 埼玉県新座市石神一丁目六番四十一号

氏名 佐藤 智和子（共有持分一万五百三十五分の九百六十三）

住所 埼玉県新座市石神一丁目六番二号

氏名 今野 利一（共有持分一万五百三十五分の千五十二）

住所 埼玉県新座市石神一丁目六番四十三号

氏名 小笠原 正人（共有持分一万五百三十五分の千三十六）

住	所	北海道帯広市西二十条南五丁目二十三番二十号
氏	名	高野和子（共有持分一万五百三十五分の九百八十七）
住	所	埼玉県新座市石神一丁目六番四十四号
氏	名	生田目政美（共有持分一万五百三十五分の千八十八）
住	所	埼玉県新座市石神一丁目六番二号
氏	名	中村マサ子（共有持分一万五百三十五分の千三百六十四）
住	所	埼玉県新座市石神一丁目六番二号
六	土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類	
氏	名	ダイヤモンド信用保証株式会社
		代表取締役 戸田勝也
住	所	東京都文京区本郷三丁目十八番十四号
権利の種類		抵当権（小笠原正人持分）
氏	名	みずほ信用保証株式会社
		代表取締役 荒明治彦
住	所	東京都千代田区神田錦三丁目十三番地
権利の種類		抵当権（生田目政美持分）（設定時持分権者 生田目晃）
氏	名	新座市
		代表者 新座市長 並木傑
住	所	埼玉県新座市野火止一丁目一番一号
権利の種類		差押債権（生田目政美持分）